【別紙４】

ボートレース徳山公式ホームページリニューアル改修業務委託について、公募型プロポーザルを実施するので、本業務の実施要領に基づいて、次のとおり公告する。

令和８年１１月２４日

周南市モーターボート競走事業管理者　亀割　昭二

１　業務の概要

（１）　業務名称

ボートレース徳山公式ホームページリニューアル改修業務委託

（２）　業務の目的

ボートレース徳山公式ホームページリニューアル改修業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

（３）　業務内容　「仕様書」のとおり

（４）　業務期間

令和９年２月５日から令和１０年１月３１日まで

（５）　履行場所

周南市大字栗屋 1033 番地　周南市徳山モーターボート競走場等

２　参加資格

本プロポーザルに参加をしようとする者は、次に掲げる参加資格要件を全て満たすこと。

（１）　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項及び第２項の規定に該当しない者であること。

（２）　参加表明書の提出時点において、令和８・９年度「周南市競争入札参加資格者名簿（業務委託)」の（大分類)「６　企画・製作」の（小分類)「８ホームページ作成」に登録されていること。

（３）　参加表明書の提出の日から契約締結までの間において、指名停止の措置を周南市から受けていない者又は受けることが明らかである者でないこと。

（４）　周南市入札契約からの暴力団等排除要綱(平成２４年周南市要綱第３７号)別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。

３　参加手続

⑴　担当部局（書類の提出先及び問い合わせ先）

〒745－0802 山口県周南市大字栗屋 1033 番地

周南市ボートレース事業局ボートレース事業課（担当　林）

電話　（０８３４）２５－０５４０

ＦＡＸ（０８３４）２６－１２６５

E-mail　boatrace-jigyo@city.shunan.lg.jp

⑵　実施要領・仕様書、参加表明書等の入手方法

周南市ホームページからダウンロードする。

URL　http//www.city.shunan.lg.jp/

⑶　実施要領・仕様書等に係る質問書

ア　質問方法

質問書（様式第１号）を電子メールにより提出する。なお、提出後は必ず電話により受信確認を行うこと。

イ　受付期間

令和８年１１月２５日（水）９時から令和８年１２月２日（水）１６時までとする。（ただし、受信確認は、９時から１６時までとする。）

ウ　提出先及び受信確認先

⑴に示す場所とする。

エ　回答方法

令和８年１２月４日（金）１７時までに、随時、周南市公式ホームページに掲載する。

⑶　参加表明書の提出

ア　提出方法

郵送又は持参。

※郵送による場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵送事故等により申込書類等が提出先に到着しなかったことによる異議を申し立てることはできないものとする。

イ　提出期限

令和８年１２月８日（火）午後４時までとする。

ウ　提出場所

⑴に同じ。

エ　参加資格確認結果

参加表明書提出者に対し、参加資格確認結果を通知する。

⑷　企画提案書等の提出

ア　提出期間

令和８年１２月１０日（木）から令和８年１２月２５日（金）までとする。

（受付時間帯は、土、日、祝日を除く９時から１６時までとする。）

イ　提出場所

⑴に同じ。

ウ　提出方法

郵送又は持参による。

エ　提出部数

９部（正本１部、副本８部）ただし、企画提案書については、別に電子データ（ＰＤＦ）を電子メールで提出してください。

※郵送による場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵送事故等により申込書類等が提出先に到着しなかったことによる異議を申し立てることはできません。

4　評価の手続き及び受託候補者の選定

提出された企画提案書等の評価は、周南市ボートレース事業局プロポーザル評価会設置要綱に基づき、「周南市ボートレース事業局プロポーザル評価会」が行い、最も評価の高い事業者を受託候補者として選定する。

・プレゼンテーション及びアリング評価

日程　令和９年１月１５日（金）（予定）

5　契約方法

受託候補者と周南市との協議が整い次第、契約を締結するものとする。ただし、受託候補者が参加資格要件を満たさないこととなった場合及び失格事項に該当した場合は、契約を締結しない。また、受託候補者と契約締結に至らなかった場合には、次点者と協議を行うものとする。

契約手続き及び契約書は周南市契約事務規則（平成１５年周南市規則第５１号）の定めるところによるものとする。

6　その他

（１）　企画提案書の作成及び提出、その他プロポーザルに要する経費は、原則として参加者の負担とする。

（２）　次に該当する提案は無効とする。

ア　提案を行った事業者が、参加資格要件を満たさなくなった場合

イ　提出書類に不備又は虚偽の記載等があった場合

ウ　実施要領等で示された提出書類について、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ　評価の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合

オ　説明会又はヒアリング等を開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合

カ　見積金額が実施要領に示した事業規模（提案上限額）を超える場合

キ　公告及び実施要領等に違反すると認められた場合

ク　著しく信義に反する行為があった場合

（３）　提出期限後における参加表明書、企画提案書等の差し替え又は再提出は認めない。

（４）　その他詳細は、実施要領による。